

令和7年4月1日

お客様 各位

函館商工信用組合
理事長 中村 昌弘

金融円滑化法期限到来後の対応方針について

金融円滑化法は、平成25年3月31日を以って期限が到来し終了いたしました。当組合では期限到来後においても、中小企業や個人事業主の皆様および住宅ローンご利用のお客様からの貸出条件の変更等の申込みに対し、これまでと同様に以下のとおり対応して参ります。

1. 当組合は、金融円滑化法の期限到来後も、中小企業や個人事業主の皆様からの返済猶予や条件変更などのご相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、コンサルティング機能を発揮してご相談を受けた皆様の経営改善や問題解決に取り組めます。また、他の金融機関や保証協会等の関係機関とも適切に連携を図ります。
2. 住宅ローンをご利用いただいているお客様からの貸出条件の変更等のご相談に対しても、従来と変わることなく対応して参ります。

本件に関するお問い合わせ先

新規融資や貸付条件の変更等に関するお問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情につきましては、各営業店の相談窓口のほか、

本部に設置しております「苦情相談窓口0138-23-2102」でも承っています。

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

以 上